

(公財) 旭川市スポーツ協会加盟団体新型コロナウイルス感染防止対策助成金交付要綱

1 目的

旭川市スポーツ協会加盟団体の実施する事業において、新型コロナウイルス感染防止対策として、マスクや消毒液等の消耗品等購入に対する助成を行うことにより、参加者を始めとする関係者の安全確保と円滑な大会運営を推進し、本市の体育・スポーツの普及と振興を図ることを目的とする。

2 事業対象

(公財) 旭川市スポーツ協会加盟団体とする。(令和3年4月1日現在)

3 対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とする。

4 助成対象事業

- (1) 対象期間内に旭川市及び近郊で開催される加盟団体が主催若しくは共催で行う競技大会
- (2) 対象期間内に実施される旭川市民等を対象とするスポーツ教室・講習会・大会等
- (3) 対象期間内に実施される団体の総会、理事会等の役員会、会員対象の会議等

5 助成金額

期間内に実施される大会等で使用する消耗品等の購入に要する経費として次の金額を助成する。

- (1) 購入経費の合計額が10万円未満の場合はその合計額とする。
- (2) 購入経費の合計額が10万円を超える場合は10万円を限度とする。

6 実施方法

(1) 交付申請

助成を受けようとする加盟団体は、助成金交付申請書(様式1)、事業計画書(様式2)及び収支予算書(様式3)を旭川市スポーツ協会(以下「本協会」という。)に提出してください。

(2) 審査

本協会において審査を行い、助成額を決定(内定)し加盟団体へ通知(様式4)します。

(3) 事業報告

加盟団体は、事業終了後1か月以内に事業報告書(様式5)及び収支決算書(様式6)を本協会に提出してください。なお、支出に伴う領収書(コピー可)を添付願います。

(4) 実施状況の調査及び視察

本協会は必要に応じて実施状況の聞き取り及び視察を実施します。

7 対象経費について

対象経費は各種大会等における新型コロナウイルス感染防止に係る支出とし、需用費（事務用消耗品費、大会運営用消耗品費等）とする。

例（マスク、フェイスガード、ゴーグル、飛沫防止キャップ、ゴム手袋、消毒液、石鹸、体温計、ペーパータオル、ゴミ袋、アクリル板、ビニールシート、ガムテープなど消耗品の購入費及び同意書作成に関する事務用品等の購入費）

附 則

この要綱は、令和３年７月２６日から施行する。